

京都市交通局管理規程第12号

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年3月19日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

第41条第1項の表を次のように改める。

定期観光系統	旅客運賃の額
Aコース	円 4,950 (2,780)
ASコース	3,200 (1,850)
AXコース	4,400 (2,250)
Bコース	6,170 (3,330)
Cコース	6,300 (2,980)

CHコース	5,000 (2,590)
CSコース	4,700 (2,130)
Dコース	7,100 (3,450)
DSコース	8,900 (5,100)
DLコース	2,800 (1,240)
DNコース	2,100 (1,050)
NEコース	5,250 (4,200)
DXコース	6,800 (4,850)
Gコース	8,800 (7,190)
GSコース	2,100 (1,050)
GLコース	4,200 (3,150)

Hコース	7, 8 0 0 (5, 5 5 0)
Jコース	5, 6 0 0 (2, 6 5 0)
J Sコース	7, 6 0 0 (4, 9 5 0)
K Hコース	3, 2 0 0 (1, 1 1 0)
K Nコース	2, 0 0 0 ( 7 6 0)
K Sコース	7, 2 0 0 (6, 5 9 0)
Nコース	7, 8 0 0 (6, 6 0 0)
N Dコース	5, 8 0 0 (4, 5 9 0)
N Hコース	6, 7 0 0 (4, 4 8 0)
N Kコース	2, 8 0 0 (1, 4 0 0)
N Lコース	3, 2 0 0 (1, 3 6 0)

NWコース	6,800 (5,300)
NYコース	4,500 (1,950)
NZコース	6,800 (5,100)
Pコース	8,500 (5,610)
PSコース	7,300 (4,950)
Qコース	6,830 (3,090)
QSコース	8,900 (5,420)
Rコース	8,500 (5,260)
RSコース	3,500 (1,680)
SLコース	3,900 (1,390)
Uコース	9,500 (6,220)

U S コース	9, 5 0 0 ( 6, 1 2 0 )
V コース	8, 2 0 0 ( 5, 2 0 0 )

備考 ( ) 内は、小児の運賃である。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 3 月 2 0 日から施行する。

( 交通局自動車部運輸課 )